

発生状況(滞留額 16 億 2644 万余円、国庫補助金相当額同額)を把握できていなかった。

以上のように、事業の特性により実際に要した経費に基づく精算を行わず、見込みの数値を用いて算定した額により補助金の額を確定する事業を実施する際においても、1(4)のとおり補助金が実費弁済の考え方に基づくものとされていることを踏まえれば、補助金の額の確定後にその滞留の発生状況を事後的に把握することなどにより、制度設計上想定されていない補助金の滞留が発生している場合に対応できるようにする必要があったのに、経済産業省において、当該滞留の発生状況を把握するための取扱いを定めていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、経済産業省において、見込みの数値を用いて算定した額により補助金の額を確定する事業の実施に当たり、事業主体における補助金の滞留の発生状況を把握することは困難であるなどと判断しており、それらを把握することなどの必要性について認識していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、経済産業省は、6年8月に関係部局に対して事務連絡を発して、補助金が原則として実費弁済の考え方にに基づき交付されるものであることを踏まえて、今後、事業の特性により見込みの数値を用いて算定した額により補助金の額を確定する事業を実施する場合には、引き続き補助事業者に滞留する額を最小化するよう制度設計を行った上で、補助金の交付要綱に次の①及び②に関する規定を設けることにより、補助金の適正な執行を確保できるよう周知する処置を講じた。

① 補助金の額の確定後に、補助事業者等における補助金の滞留の発生状況を把握して原因分析を的確に行うこと

② ①の結果、補助事業者等において制度設計上想定されていない補助金の滞留が発生しているときには、補助金の返還を求めることができるようにすること

また、同月に、補助金交付要綱のフォーマット(大規模事業に係る間接補助事業用のもの)^(注5)を改正し、①及び②に関する規定を設けるに当たり必要な事項を明記する処置を講じた。

(注5) 補助金交付要綱のフォーマット 経済産業省においては、交付要綱に規定する標準的な内容等を定めたフォーマットを策定しており、新たに実施する補助事業の交付要綱については、当該フォーマットに則して作成することとなっている。

令和3年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

特定地域中小企業特別資金事業に係る貸付金の規模について

〔令和3年度決算検査報告 293、426 ページ参照〕
〔令和4年度決算検査報告 343、514 ページ参照〕

(513 ページの独立行政法人中小企業基盤整備機構の項に掲記)